

(別紙)

諮問番号：令和4年度諮問第32号

答申番号：令和4年度答申第31号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、おおむね、次のとおり、原処分（生活保護費返還処分）は裁量権の範囲を逸脱した違法があり、取り消されるべきであると主張する。

(1) 医療扶助は、保護において現物支給とされ、被保護者は国民健康保険、後期高齢者医療保険等を利用することができないから、被保護者でない場合には1割から3割の自己負担に限定されるが、被保護者は10割の自己負担を迫られることとなるから、医療扶助の返還範囲は衡平の見地から慎重な検討が求められる。

(2) 医療扶助全額の返還は、請求人における特殊事情（①請求人が意思に基づかず医療保護入院を強制されていること、②相続開始から一貫して判断能力を欠き保護の廃止を申し出ることができない状態であったこと、③遺産を取得したのは保護廃止後であること）を考慮すると、著しく衡平を欠き、被保護者でない者と比較して著しい不利益を課すものである。

(3) 預金債権は、相続分に応じて当然には分割されず、遺産分割の対象となる旨の判例変更があったところ（最高裁平成28年12月19日決定）、処分庁の指摘する問答集は、変更後の判例を念頭に置くものではなく、請求人は相続開始時点では確定的に財産を取得していないから、同時点で資力が発生したとはいえない。

(4) 請求人は、保護開始当初から保護による不利益について十分な説明がなされず、不利益となるおそれを認識できていないが、生活保護法（以下「法」という。）第63条の返還において健康保険制度等との格差等の事情も十分に検討すべきとする東京高裁令和2年6月8日判決の指摘も踏まえると、医療費全額の返還は、著しく衡平に反し法第63条の趣旨を逸脱し違法、不当である。

2 処分庁の主張の要旨

処分庁は、おおむね、次のとおり、原処分は適法かつ正当なものであり、請求人の主張には理由がないと主張する。

(1) 民法は、相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するものとし、問答集は、資力の発生時点を被相続人の死亡時とし、遺産分割手続により被保護者が相続した財

産の額を限度として、被相続人死亡時以降に支給された保護費が返還等の対象となるとしている。

- (2) 法第63条の適用に当たって、資力の発生時点以降の保護の給付について、被保護者において保護廃止の意思表示が可能であったかどうかは考慮されるものではない。処分庁が請求人の相続発生的事实を覚知したのは、後見人による連絡があった令和3年6月であり、資力発生日である令和2年2月時点では、相続発生的事实は知り得なかったから、請求人に対する説明や事前の意思確認はそもそも不可能である。
- (3) 法は、第63条の返還に当たって、後期高齢者医療保険制度の加入を想定した場合の負担を比較、勘案すべきであることや、入院形態が医療保護入院であったこと及び資力発生時点以降の保護の廃止等の意思表示が可能であったかどうかを勘案すべきとする特段の規定を置くものではないし、制度上、医療扶助の一部を自立更生費用として控除する根拠もない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 処分庁は、法第63条に基づく返還の対象となる資力の発生時点を請求人の兄（以下「兄」という。）の死亡日（令和2年2月2日）として、請求人が相続した遺産額（2,440万6,057円）を限度とし、当該日から請求人の保護を廃止した日の前日である令和3年6月30日までの間に請求人に対して支給した保護費の合計707万1,134円を返還請求の対象として、原処分を行ったことが認められ、こうした処分庁の判断は、法及び処理基準が示す原則的な取扱いに照らして、明らかに違背するものではない。
- 2 請求人の主張について
 - (1) 原処分における医療扶助の返還範囲について、法第63条の文言及び処理基準が示す考え方において、国民健康保険等における負担割合との衡平の観点から事後的な調整措置を採ることまでをも求める趣旨を含むと解することはできない。
 - (2) 請求人の保護は請求人の申請によって開始され、その後も、保護廃止までの約7年間、請求人に不可欠な治療として受け続ける必要があったから、請求人の意思や判断能力に欠けるところがあったとしても、請求人の合理的意思に沿うものであったといえる。
 - (3) 保護の処理基準は、法第63条の返還における資力の発生時点において、当該資力が確定的に取得されていることまでをも要求するものではなく、遺産の分割は、相続開始時（被相続人死亡時）に遡及してその効力を生ずる（民法第909条）のであるから、判例変更をもって、資力の発生時点についての処分庁の判断に誤りがあるということとはできない。
 - (4) 処分庁は、保護開始後、相続による資力の発生を認識するまでの間において、相続による資力が発生した場合には、健康保険制度等との格差等の事情により、請求人に不利益が生じ得ることを説明することが可能であったとはいえない。
- 3 以上のとおり、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却さ

れるべきである。

第4 調査審議の経過

令和5年1月12日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月20日及び31日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護費を支給した都道府県又は市町村に対し、速やかに、その受けた保護金品に相当する額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定する。

また、保護費の返還に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めている。こうした基準によれば、同条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきとされている。

なお、被保護者に相続があった場合における法第63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時とし、返還請求の対象は、遺産分割手続により被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人の死亡時以後に支給された保護費とされている。

本件においては、兄は令和2年2月2日に死亡し、請求人は兄の遺産を相続したのであるから、法第63条に基づく資力の発生は兄の死亡日となり、当該日以後に支給された保護費が返還対象となるところ、処分庁は、返還額の算定において、同日（令和2年2月2日）から請求人の保護廃止日の前日（令和3年6月30日）までの間に請求人に支給した保護費（生活扶助、医療扶助及び一時扶助）の合計である707万1,134円を返還対象として原処分を行ったことが認められるから、処理基準に定める取扱いに則って原処分が行われたものと認められる。

この点、請求人は、被保護者は国民健康保険等を利用することができず10割の自己負担を迫られることとなること、請求人特殊事情（①請求人が意思に基づかず医療保護入院を強制されていたこと、②相続開始から一貫して判断能力を欠いていたこと、③実際に遺産を取得し利用可能となったのは保護廃止後であること）があること、保護開始当初から保護による不利益について十分な説明がなされず、不利益となるおそれを認識できていなかったことなどから、原処分における医療扶助全額の返還は、著しく衡平を欠き、被保護者でない者と比較して著しい不利益を課すものである旨を主張する。

被保護者は国民健康保険等を利用することができず10割の自己負担を迫られることとなり、国民健康保険等に加入していれば1割から3割の自己負担となり、7割から9割という部分の負担増が生じることは不合理であるという請求人の主

張自体を直ちに否定するものではないが、仮にそれが不合理な状態であるとしても、これを是正するための措置は本来法制度の改正によるべきであって、その是正を、保護実施機関の行政裁量権行使の枠内で行わないことが、直ちに裁量権の範囲の逸脱又は濫用を意味するものとはまではいえない。

このことは、医療保護入院が請求人の意思に基づかないものである等との事情や請求人に不利益となることについての認識に欠ける事情があったといっても異なるところはない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委 員 (会長)	岸	本	太	樹
委 員	鳥	井	賢	治
委 員	日	笠	倫	子